

令和4年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会の資料への質問・意見及び回答

先日開催した令和4年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会資料への質問等について、次のとおり回答します。

質問
資料2 せたがやノーマライゼーションプラン－世田谷区障害施策推進計画－の策定について（諮問）（案）
<p><質問> 別紙2の中の「IV 障害者（児）実態調査の実施」（1）障害者・児編（区内在住障害者及び障害児を対象）：5,500人程度に関する質問</p> <p>今回制定された条例で区民とは、区の施設に通う区外在住者も含まれた。と理解しています。</p> <p>今回の実態調査の対象に、当該区外在住者を含めない場合、どの様に「要望等」を把握する予定か、今回の郵送対象者に含めなかった理由も含めお教え下さい。</p>
<p><回答></p> <p>「障害者（児）実態調査」は障害者手帳の等級や障害種別等を勘案した上で無作為に抽出した調査対象者に対し、直接調査票を郵送する形で実施しております。そのため、区が住所を把握している区内在住障害者を調査対象としております。</p> <p>一方で区の施設に通う区外在住者のニーズの把握につきましては、いただいたご意見及び条例の趣旨もふまえ、引き続き検討してまいります。</p>